

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について

1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正により、各事業所に置かなければならないとされている家庭的保育者等の要件に地域限定保育士の資格を有する者が追加されること及び乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされたことに伴い市条例を改正するにあたり、今般の改正に関する基準以外も含め、本市の基準（独自基準除く）を国基準から引用するよう制定する。

2 主な制定内容

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年守口市条例第 17 号）の全部を改正し、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のとおり定める。

- (1) (2)(3)に定めるものを除き、国基準を引用する。
- (2) 小規模保育事業所 A 型の保育室等については、全部改正前の守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年守口市条例第 17 号）に定めている事業所の区分に応じた基準に合わせて、3 階までに設けることとする。
- (3) (2)の規定は、小規模保育事業所 B 型、小規模保育事業所 C 型及び事業所内保育事業を行う事業所について準用することとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例案について

1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正により、事業所ごとの虐待の定義が整理されたことに伴い市条例を改正するにあたり、今般の改正に関する基準以外も含め、本市の基準を国基準から引用するよう制定する。

2 主な制定内容

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年守口市条例第 16 号）の全部を改正し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のとおり定める。

- ・国基準を引用する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例案について

1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「国基準」といいます。）の改正により、各事業所に置かなければならないとされている放課後児童支援員の要件に地域限定保育士の資格を有する者が追加されることに伴い市条例を改正するにあたり、今般の改正に関する基準以外も含め、本市の基準を国基準から引用するよう制定する。

2 主な制定内容

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 3 日条例第 18 号）の全部を改正し、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のとおり定める。

- ・国基準を引用する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

令和7年度守口市一般会計補正予算(第8号)

1 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

	事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
							国 庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
歳出	業者登録業務DX化事業	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	2,592					2,592	
	特別会計介護保険事業繰出事業	民生費	社会福祉費	老人福祉費	繰出金	9,933					9,933	
	もりぐち児童クラブ運営事業	民生費	児童福祉費	児童クラブ管 理費	委託料	190					190	
				工事請負費		2,988					2,988	
	守口小学校建設工事物価スライド対応事業	教育費	小学校費	学校建設費	委託料	積算中					積算中	
合 計						積算中	0	0	0	0	積算中	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金 積算中 千円で財源措置

2 繰越明許費の補正

(追加)

(単位：千円)

事業名	款	項	金額
特別会計介護保険事業繰出事業	民生費	社会福祉費	3,531

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補 正 前 の 額	80,371,446 千円
補 正 額	積算中 千円
補 正 後 の 額	千円

令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について

1. 補正理由

令和8年1月の滞納管理システムの標準化準拠システムへの移行に伴い、現行システムのまま継続する介護保険システムと、滞納管理システムとの過渡期連携対応に向け、介護保険システム及び滞納管理システム双方の提供事業者と協議を進めてきた。しかし、協議を進める中で、滞納管理システムのうち介護保険部分（国民健康保険及び後期高齢者医療を除く部分）について、当初計画していた令和8年1月の標準化準拠システムへの移行までに介護保険システムとの過渡期連携を構築することが難しくなった。このままでは、令和8年1月以降、介護保険料の滞納管理ができず、介護保険料の賦課・徴収業務に多大な影響が生じることから、滞納管理システムのうち介護保険部分のみを分割した上で、当面の間、現行システムのまま残し、連携の構築に十分な時間を確保することとした。

このため、①本対応に係る費用と、②介護保険システムと滞納管理システム（介護保険部分）の過渡期連携構築が令和8年度の年度完了見込となったことに伴う委託料の繰越明許費について、令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を提出するもの。

なお、①に係る費用については、過渡期連携の構築に速やかに着手する必要があることから、特別会計介護保険事業において予算流用を行い委託事業者と契約を締結したところであり、本補正予算についてご可決いただいた場合は、流用戻しを行うもの。

2. 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳（歳入）		備考
						国庫支出金	その他	
標準化対応版滞納管理システム移行修正対応業務委託	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	1,650	1,650		・デジタル基盤改革支援補助金
基幹系業務システムと滞納管理システム（介護保険）との過渡期連携対応業務委託	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	7,260		7,260	・一般会計繰入金
滞納管理システム運用保守事業	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	1,881		1,881	・一般会計繰入金
	総務費	総務管理費	一般管理費	使用料	792		792	・一般会計繰入金
合 計					11,583	1,650	9,933	

3. 繰越明許費の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	金額
介護保険システムに係る過渡期連携対応業務委託（滞納管理システム対応分）	総務費	総務管理費	36,010
標準化対応版滞納管理システムに係る介護納付書様式変更対応業務委託	総務費	総務管理費	3,531

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前歳入歳出総額	18,096,254 千円
今 回 補 正 額	11,583 千円
補正後歳入歳出総額	18,107,837 千円

令和8年度予算編成方針

本市の財政を取り巻く状況は、国の試算による地方税の動向によると、歳入の根幹である市税収入は一定程度の増収が見込まれるものの、歳出において、人件費や物価の高騰の影響を受け、各種委託料やシステム維持管理などに係る経費についても引き続き財政負担の増大が想定されるところである。

さらには、金利上昇局面にある中で、現在進めている学校建設を始めとする公共施設等の整備及び更新に係る市債償還額が増加し、財政需要の拡大も予想される。

これらのことを踏まえ、令和8年度の予算編成にあたっては、次に掲げる3つの視点を基に取り組むものとする。

(1) 選択と集中

限られた経営資源を効果的に活用するため、部局長を中心に抜本的に既存事業の目的や効果を見直し、漫然と事業の継続性に固執せず、ゼロベースで事業の存否、統廃合及び方向性を判断するなど、市政全体の目線から既存事業の取捨選択を徹底して行うこと。

(2) 財源の確保

既存、新規に関わらず、今後の事業実施における一般財源や市債による財政負担を圧縮するため、国や大阪府等による補助金制度の活用ができないか、今一度事業費への充当財源を精査すること。

(3) 部局内マネジメントの強化

市全体として限られた財源を効率的に事業に配分していくため、各部局長は部局内全体における事業の緊急度や重要度を見極めた上で、明確に優先順位をつけること。

また、新規施策実現に向けた予算を計上する際に必要となる一般財源については、既存事業の見直しや受益者負担の考え方を原則とした使用料・手数料の見直し、その他新たな歳入確保などを通じて、原則、部局内での捻出を図ること。

令和6年2月に策定した『守口市行政経営プラン』で掲げる取組項目を着実に実施するため、市の保有する様々な経営資源を最大限に活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスの更なる向上を目指すという行政経営の視点を持つという基本理念の実現をすべての職員が目指して、予算編成にあたられたい。

市長 瀬野 憲一

大阪880万人訓練

1. 日 時 令和7年11月5日（水）

9時30分 同報系無線鳴動（訓練周知）

10時00分 地震発生（想定）

10時03分 【大阪府】大津波警報発表（一斉配信）

10時05分 【守口市】火災発生（一斉配信）
2. 訓練の想定 南海トラフ巨大地震
3. 目 的 府民一人ひとりが、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの命を守る行動に繋がるよう、防災意識の向上を図る。
4. そ の 他
 - エリアメール及び緊急速報メールについては、マナーモードに設定していても鳴動するため注意が必要。
 - 機種によっては、受信できない可能性がある。

第14回

大阪880万人訓練

Osaka 8.8million drill

【危機管理室】

■実施日 令和7年11月5日(水)

10:00 地震発生

10:03 大津波警報発表

(訓練用のエリアメール／緊急速報メールを発信)

■訓練想定

南海トラフ巨大地震

■訓練目的

府民一人ひとりが、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの命を守る行動に繋がるよう、防災意識の向上を図る。

■訓練方針 『一人ひとりの防災意識をオール大阪へ』

・ 子どもに対する防災教育の充実

関係機関と連携して児童・生徒への訓練参加を促進し、防災訓練を通じて平素からの備えや身を守る行動を身に付けることで、**防災教育の充実**を図る。

・ 大阪防災アプリ等、多様な情報発信ツールを活用した多言語による情報発信

災害発生時に適切な避難行動を支援する大阪防災アプリ等（メール、SNS、アプリ等）を活用し、多言語による訓練情報を発信することで、府民への新たな防災情報伝達ツールとして**定着化**を図る。

<大阪 880 万人訓練実行委員会>

委員長：大阪府知事

副委員長：大阪市長

堺市長

委員：大阪府教育長

大阪府市長会長

大阪府町村長会長

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長

西日本電信電話株式会社 執行役員 関西支店長

日本放送協会 大阪放送局長

KDDI株式会社 関西総支社長

関西鉄道協会 技術委員会委員長

関西テレビ放送株式会社 取締役

株式会社ラジオ大阪 取締役コンテンツプランニング本部長

株式会社NTTドコモ 執行役員 関西支社長

ソフトバンク株式会社 コーポレート統括 人事総務本部 社員サービス・オフィス管理統括部 地域人事総務部 部長

楽天モバイル株式会社 基地局設置統括本部 統括副本部長



令和
7年 **11月5日(水)**

訓練一斉開始！

10:00 地震発生 (訓練開始)

10:03 大津波警報の発表

(エリアメール / 緊急速報メールの配信)



デザイン制作：大阪府立工芸高等学校 3年 山田 千奈



大阪府



大阪市



堺市
SAKAICITY

大阪880万人訓練実行委員会

HP

大阪880万人訓練 検索



<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/bousai/kunren/index.html/>

大阪880万人訓練は、災害への備えを「確認・実践」するための訓練です

? 大阪880万人訓練当日は何があるの？

- ! 訓練当日(11月5日「津波防災の日」)は、
 - 午前10時(訓練開始)に防災無線による放送等が流れます。
 - 午前10時3分に緊急速報メール／エリアメールを配信します。(府内全域)
 - ※一部の市町村は午前10時5分に緊急速報メール／エリアメールを配信予定です。
 - ※市町村の境界付近では、それぞれの市町村が配信するメールを受信する可能性があります。

マナーモードにしている場合でも受信音が鳴ります。(緊急地震速報の音ではありません。)
鳴動させたくない場合は、電源を切るか、個別に設定をお願いします。
(設定方法は携帯電話各社のホームページ等でご確認ください。)



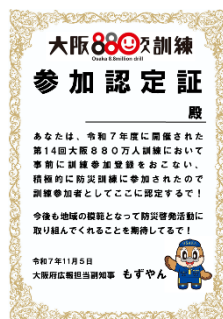
? 大阪880万人訓練当日は何をしたら良いの？

- ! 実際の災害をイメージして訓練してみましょう
 - 机の下などで身を守る訓練(シェイクアウト訓練)
 - 緊急速報メール／エリアメールの内容確認と避難訓練
 - 備蓄食を食べてみる(食べたらず補充!) など



【訓練公式HP】

大阪880万人訓練に合わせて訓練を行われる方(団体)は、上記QRコードから訓練参加登録をお願いします。ご登録頂いた方には「参加認定証」を進呈しております。
また、これまで参加登録いただいた方々の訓練実施例をまとめた「訓練好事例集」も掲載しておりますので、訓練の参考にしてください。



今一度、災害への備えの確認をお願いします!

- ☑ 避難場所や避難ルートを確認!
- ☑ 備蓄食や非常持ち出し品を確認!
非常時に持ち出すべきものをあらかじめ準備しましょう!
最低3日分、できれば1週間分の備蓄をお願いします。
大阪府HPで備蓄品・持出品のリストを公開中です。
- ☑ 家具の転倒防止対策を!
家具類は固定し、転倒防止対策を取りましょう!
家具の向きや配置を工夫し、安全なスペースを作りましょう!
避難経路確保のため家具のレイアウトを見直しましょう!

大阪府 非常持ち出し品 検索



- ☑ 安否確認方法を確認!
災害用伝言ダイヤル(171)など、家族との連絡手段を確認しましょう!

大阪防災アプリのご案内



災害時に備えて、普段から複数の情報入手手段を持っておくことが大切です。

大阪防災アプリでは地震・津波情報に加え、気象注意報や警報、熱中症、線状降水帯、自治体からの避難情報等多様な防災情報を確認することができます。
また、現在地にもとづく防災情報を受け取ることができたり、差し迫った危険等をプッシュ通知でお知らせします。

ぜひ、本アプリをダウンロードいただき、災害時の情報収集や、迅速な避難行動へご活用ください!

インストールはこちら▶



動画公開中!

大阪防災アプリがあることで、地震の際に正しい避難ができることを動画で紹介しています。

動画を見て、自分やったらどんな行動を取れるか想像してみてください!



動画はこちら▶



©2014 大阪府もずやん